

## 第6回湖南省文化財保存活用地域計画策定協議会 議事録要旨

1. 日時 令和8年(2026年)2月9日(月) 10:05~12:00

2. 会場 湘南市共同福祉施設 2階大ホール

3. 出席者

[委員] 佐藤会長、青柳副会長、田中健一委員、中島委員、八杉委員、藤支委員、園部委員、田中秀明委員

[オブザーバー] 滋賀県文化財保護課 北村参事、園田万佑香技師

[事務局] 青木部長、野崎次長、谷口課長、堤課長補佐、滝主査、守武主任技師

[業務受注者] 株式会社イビソク関西支店

4. 欠席者

[委員] 佐々木委員、谷口委員、大濱委員

5. 傍聴者

なし

6. 次第

1 湖南省文化財保存活用地域計画素案 修正

2 今後のスケジュールについて

7. 議事要旨

### ◆湖南省文化財保存活用地域計画素案 修正について

A委員：事前に会長・副会長・事務局で話をした際に、p. 3「3. 文化財の定義」について、B委員から、文化財の定義に幅を持たせたほうが良いのではないかとご意見をいただいた。B委員にご説明をお願いしたい。

B委員：これまでの協議内容を踏まえると、地域計画は「みんなで」という言葉がキーワードとなっており、計画の一つの特徴となっている。価値の高い文化財を、これまでのように行政主導で保存・活用するのではなく、行政はサポートの立場に回り、市民が主体となって保存・活用するという方向性に基づいた言葉で、とても良いと思う。この方向性を踏まえると、p. 3「3. 文化財の定義」は従来の文化財に関する考え方に基づいたものになっているため、修正した方が良いのではないかと今回提案した。

この提案に対する事務局からの修正案として、追加資料2に案1と案2がある。両案とも前半の赤字部分は文化財の定義を記載している。文化財保護法第1条に「国民の文化的向上に資する」という文言があり、一つのキーワードになっていると考える。歴史的に価値が高いものを文化財に指定等して保護するということが、従来の文化財保護の考え方であった。しかし、文化財保護法にもあるとおり、本来は国民の生活や文化に密接に関わっているものが文化財である。そのため、昨今の文化財の保存・活用の考え方も、文化財保護法で謳われていることから大きく変わっていないと思い、法で謳われている定義を記載してはどうかと提案した。しかし、3行目にある「6類型を文化財と定義し」という文言について、定義を類型と混同させており、修正した方が良いと考える。文化財保護法第1条の内容をそのまま記載し、国民の生活文化に資するものこそ文化財

であるというニュアンスに修正し、文化財をさらに分類すると6類型になると記載した方が良い。

後半の赤字部分については、もともと「湖南省らしさ」は所与のものとして記載されており、「湖南省らしさ」は与えられるものではなく、市民をはじめ文化財の保存・活用を担うみんなが考えて発見していくものというニュアンスに修正した方が良いと意見させていただいた。その意見を踏まえると、追加資料の案2の方が良いと思う。17行目に「湖南省らしさ」を形づくるものは、これからも行政と市民が一緒になって発見し、とあり、みんなで発見するというニュアンスが伝わると思う。案1はそのニュアンスがまだ弱い。

前半部分と後半部分はそれぞれ関連している。文化財は国民の文化的向上に資するものであるため、本来は文化財を保存・活用する人たちがその価値を考えなければいけなく、それは決して歴史学での学術的価値とは直結するものではないというニュアンスが伝わると、今後の維持管理も行政主導ではなく、市民が主体となって行うという計画の内容に一貫性を持たせられるかと思う。

滋賀県：「湖南省らしさ」は、個別の文化財の保存活用計画でいう本質的価値にあたると思うため、本質的価値を構成する要素が文化財だとすると、とても理解しやすいと思う。

A委員：本質的価値をもつものが、必ずしも法律上の文化財にあたるわけではないと思う。追加資料2の案では、文化財の定義について文化財保護法上の定義を引用して記載しているが、この部分は地域の状況に併せて柔軟に記載して良いと思う。

C委員：東寺に住む人は長壽寺にある本堂等が文化財であるという認識はあまりないが、長壽寺は地域のシンボルであるという認識はもっている。法律や条例等で指定等された大切なものと地域の人にとって大切なものとはズレがあると思う。地域計画に芸術的価値が高いものだけではなく、地域の人が大切に思っているものも守っていくということが記載できれば良い。

A委員：追加資料2では案2の方が良いと思う。学術的な観点で見ると、案1の後半の冒頭で記載している「古代から続く」だと原始や先史が失われてしまう。「古くから」という言葉を使用している案2の方が、歴史の継続性・連続性が出てくると思う。B委員、前半の赤字部分はこの文言のままか、それとも「文化財保護法は6類型を文化財の類型と定義し」の方が良いか、ご意見等いかがか。

B委員：やはり3行目に記載されている内容に違和感を覚える。6類型を文化財と定義することは違うと思う。定義では、意義や本質的なことを言わないといけない。類型を定義とすることはトートロジーに近いと思う。現状の内容を踏まえて修正すると、3～4行目の「目的として、」の後に、「これを文化財として定義し、それを類型化すると～の6つになる」としてはどうか。類型と定義は異なるものであり、文化財保護法の目的は2～3行目に記載しているため、それが分かるようにすればいいと思う。

A委員：文化財保護法では、文化財の定義で「この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。」とあり、現状記載されている内容は間違っているわけではないと思う。法律上の「文化財」と、今回の地域計画で取り扱う「文化財」に違いはあると思う。

B委員：そうであれば、行政用語として疑問を呈する。6類型は定義ではないと思う。文化財保

護法で使用されている言葉を、そのまま使用することには異議があるため、3～4行目の「目的とし、」を「目的とするものである。」とし、5行目の「文化財」と定義し、」を削除して「6類型に分けられます」としてはどうか。

A委員：では、1段落目の文化財保護法で謳われている内容はそのままとし、2段落目以降で、今回の地域計画でいうところの「文化財」について記載してはいかがか。1段落目を修正するとなると、文化財保護法の改正を目指さなくてはいけなくなる。

B委員：2～3行目の部分は文化財保護法の内容を引用すれば良いと思う。そして、「6類型に分類されている」とすれば良いのではないか。計画内で、「新しい文化財はこのようなものである」と記載すると主張が強すぎると思う。文化財保護法に基づいた形で記載した方が良いと思う。

事務局：文化庁が発行した『文化財保存活用地域計画作成のためのハンドブック』では、「法第2条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型をいう」と記載されている。

滋賀県：指定等文化財であればそのような書き方で良いと思う。

A委員：現状の内容では、今回の地域計画での「文化財」の定義と文化財保護法上での「文化財」の定義が混同していると思う。そのため、案2をもとに、各委員からいただいたご意見を踏まえて事務局で一度検討いただき、各委員に確認いただきたい。

D委員：案2の最終段落にある「湖南省らしさを形作るすべてのものを文化財として位置づけ」で「すべて」と強い言葉を使用している。この言葉を使用すると後々対応に困る可能性があるため、「すべて」という言葉を使用することには慎重になるべきだと思う。

B委員：「本質的なもの」のような文言の方が良いと思う。「湖南省らしさを形づくる本質＝文化財」のようにすれば、上位計画とも整合が取れるかもしれない。

D委員：20行目より前に記載されている指定等文化財、未指定文化財、その他の文化財で、今回の地域計画で「文化財」とみなすものは全て含まれると思う。例えば、21～22行目にある「すべてのものを本市の「文化財」として位置づけ」を削除し、20～22行目を「指定・未指定・その他文化財を、「湖南省らしさ」を形づくる本質的価値と見なし、計画の対象とする」とすれば、B委員のご意見も反映できるかと思う。

A委員：「湖南省らしさ」を形づくるものを本質的な価値として見なし、本市の文化財として位置付ける」ということか。

D委員：「文化財として位置付ける」という文言は削除して、「湖南省らしさ」を形づくる本質的価値を持つものとして計画の対象とする」のようにした方が良い。

A委員：そうであれば、割と広い範囲の意味を持って文化財を定義付けられると思う。

E委員：p. 3にある図2で「民俗文化財」の中に「民俗資料、風俗慣習、民俗芸能、民俗技術など」とあるが、「民俗資料」という言葉に違和感を覚える。「民俗資料」という言葉を使用すると、風俗慣習、民俗芸能、民俗技術も含まれてしまう。民俗資料はいわゆる「民具」のことを指しているのではないか。また、その他の文化財に「伝承」とあるが、「伝承」という言葉には方言や地名も含まれると思う。

A委員：基本的に文化財保護法から引用して作成しているため、言葉を修正するとなると、保護法の分類をどうするのかという議論になってしまう。図2を掲載するのかどうかでご意

見をいただきたいが、図2を掲載していないと地域計画全体で整合が取りにくくなるため、図2はそのまま掲載したいと思う。

滋賀県：先日文化庁協議を行った際、「未指定も含めて全ての文化財は6類型にできる限り分類してほしい」というご意見をいただいた。例えば、神社の境内を文化財とするのであれば、「遺跡」に分類するということがあった。図2は、6類型にできる限り分類するとしても必要だと思う。

A委員：文化財保護法の内容を変更することは難しいため、例えば、図2のキャプションを「文化財保護法で規定する文化財と本計画で対象とする文化財」としてはいかがか。事務局で一度検討いただきたい。

F委員：追加資料2の18行目に「行政と市民が一緒になって」とあるが、地域計画では地域全体で文化財を守っていくという方向性になっているため、そのことを市民に意識づけるためにも「市民と行政が一緒になって」とした方が良いと思う。

A委員：「市民と行政が一緒になって」に修正をお願いしたい。

滋賀県：追加資料2の15～16行目に「人や文化の様々な交流、豊かな自然、歴史ある信仰」とある。第3章にある歴史文化の特性①～④のうち、「人や文化の様々な交流」が特性②、「豊かな自然」が特性①、「歴史ある信仰」が特性③に当てはまると思うが、特性④に当てはまる文言がない。歴史文化の特性①～④の中でも重要度は異なると考え、特性②が一番重要だと思った。『滋賀県文化財保存活用大綱』の歴史文化の特徴では、最初に琵琶湖に関することを述べた。湖南市として歴史文化の特性の中で重要度が異なるのであれば、重要なものから順に述べると良いと思う。

A委員：序盤の協議会で、「街道」が重要なポイントだと協議した記憶がある。案2にある「交通の要衝」に「街道での交流」も含まれていると考えるが、「交通の要衝として」の前に「街道」という文言を入れ、「歴史ある信仰」の後ろに「暮らしとまつり」という文言を入れるのはいかがか。事務局でいただいたご意見を踏まえてもう一度検討いただきたく思う。

B委員：話は戻るが、文化財保護法第2条をしっかりと読んでみると、1項には有形文化財の定義が書かれている。現状の案にある「有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6類型を「文化財」と定義し、」と記載すると、「文化財」と定義しながら、「文化財」という言葉が先に述べている「有形文化財」に入っているため、トートロジーに聞こえるのだと思う。定義するものに「文化財」という言葉を使用していることに違和感を覚える。しかし、文化財保護法の原文を読むと、各項の最後に（以下、「有形文化財」という。）とある。このことを考慮して案2の内容を修正いただきたい。

A委員：B委員のご意見も踏まえて、事務局で案2の内容を検討いただきたく思う。

第7章は前回の協議会から大幅に修正しているため、特にご意見等いただきたく思う。

p.59の事業番号2について、最終的には遺跡地図を更新することになると思うため、「遺跡地図の更新」という文言を入れたらどうかと思う。遺跡地図自体は、県が更新するのか。

滋賀県：市の意見を受けて、県が修正する。

A委員：そうであれば、遺跡地図の更新の権利は県にあるため、事業概要を「調査を実施し、遺

跡地図の更新を図ります」としてはどうか。

事務局：ご提案のとおり修正する。

E委員：p. 61の事業番号23について、指定等文化財は専門の学芸員で取り扱うが、民具は市民と一緒に取り扱ってはどうか。その方が市民も親しみを覚えると思う。例えば「市民の方とともに体験学習を行う」という文言を加えてはどうか。

C委員：基本方針5にも関わるご意見ではないか。

A委員：方針5-1には、前回の協議会でのご意見を踏まえて、市民参加に関する事業が新たに追加された。東海道石部宿歴史民俗資料館での活用に関する事業となると、事業番号23のみに関わると思う。

F委員：p. 62の事業番号25の事業主体の欄で行政が◎になっている。地域が主体で、行政が支援するのであれば、地域が◎で、行政が○になると思う。取組として、地域が活動することも必要だと思う。「みんなで活かす」という方針のもと行う事業であるならば、「活動支援」ではなく「活動」という事業名称にした方が良い。

A委員：地域計画は、行政が取り組む計画になるため、主体は行政になると思う。市民が行う活動に、他の市民も参加していただけるように支援するという事業だと思う。

F委員：そうであれば、現状のままで良い。

A委員：p. 59の事業番号5について、少菩提寺遺跡には国史跡に指定されている石塔と石仏があるが、遺跡として指定はされておらず、まだ調査も行われていない状況であると思う。現状の概要だと、価値を見出されて史跡に指定されているのに、そこにまた新たな価値を見出すための調査を行うとなっており、内容が重複するように感じ混乱した。

滋賀県：例えば、p. 59の事業番号7が方針1-3にあり、それに関連する事業が方針2-2の事業番号13になると思う。各方針はそれぞれ関連していると思う。そのことを踏まえると、何を目的として少菩提寺遺跡を調査するのか知りたい。普通は整備や追加指定が目的になると思う。

事務局：追加指定は考えていない。例えば少菩提寺遺跡として市の指定とすることは考えても良いかもしれない。

A委員：国史跡の廃少菩提寺石多宝塔および石仏は、少菩提寺遺跡にある石塔や石仏を限定的に指定したものである。少菩提寺遺跡の全容は分かっていないという状態である。

滋賀県：国史跡と密接に関連づけられる埋蔵文化財の範囲が少菩提寺遺跡になる。その遺跡を調査するとしてはどうか。

A委員：「史跡と密接に関連付けられる」という文言を事業概要に入れると良いと思う。史跡自体の価値をさらに充実させることが必要な状態であるため、調査を行うのだと思う。

G委員：少菩提寺遺跡の一部は国史跡になっているが、大正15年に指定されている。当時の指定理由が分かる具体的な資料は残っているのか。

事務局：大正時代の指定だと難しいかもしれない。

G委員：そうであれば、なぜ指定されたのかという根拠を見つけるための調査をする必要があると思う。史跡に指定された価値がどのようなものなのかを示すための調査が必要だと思う。

A委員：国史跡を核にして様々なことを関連付けて行えるため、国史跡と密接に関連付けられる

ということから、少菩提寺遺跡の全体像を把握したうえで、史跡の価値をさらに高めていくというニュアンスで、事業概要を修正いただきたい。また、事業が前期だけで行えるかどうかは検討いただきたい。

D委員：少菩提寺遺跡内の国史跡の価値について、文化庁の国指定文化財等データベースに詳細解説が載せられており、これが文化財的価値の説明になると思う。この解説には「廃少菩提寺跡にあり」と記載されており、寺院跡との関連は述べられているため、国史跡の価値を高めるために少菩提寺遺跡を調査する余地はあると思う。

A委員：国指定文化財等データベースにある、大正時代に指定された文化財の詳細解説が、当時の指定理由を反映しているものか、検証したことはない。しかし、廃少菩提寺石多宝塔および石仏は大正時代に指定された史跡であり、本質的価値の再評価が必要になってきていることを念頭に置く必要はある。史跡である以上、価値付けはすでになされたものであるが、価値は更新されることが前提であるため、史跡としての価値を再検討するというよりは、新たな価値を付加していくというニュアンスで事業概要を再度検討いただいた方が良いと思う。

B委員：p. 60の事業番号13にある「未指定文化財」という言葉が気になる。事業概要に「調査により評価の定まった未指定文化財を指定し、」とあるが、「未指定文化財」をどのように定義しているのかよく分からない。「未指定文化財」という言葉の定義は地域計画内にあるのか。また、ある程度調査は行っているが、指定に至っていない文化財を「未指定文化財」と定義しているのか、それとも全く調査を行っていないものも含めて「未指定文化財」と定義しているのか。行政用語としてどちらの定義で使用しているのか、以前から気になっていた。

A委員：p. 3「3. 文化財の定義」6～7行目に「一方、上記文化財類型に該当するものの指定などの措置が講じられていないものもあります(以下、「未指定文化財」といいます。)」とあるため、単純に法的に指定されているかどうかというところで定義していると思う。

B委員：現状の文章だと定義が曖昧だと感じる。例えば市民がこよなく愛しているものや、全く調査されておらず、学術的価値も認められていないが、地域の人たちは使用しているし、何となく価値が認められているものも未指定文化財に含むのか。それとも、調査はある程度行っており、指定しようと思えばいつでもできるものを未指定文化財とするのか。事務局として「未指定文化財」という言葉をどのように使用することを想定しているのか。p. 30に「未指定文化財は、19件を把握しており」と記載されているが、「把握しており」という文言はどのような意味で使用しているのか。ある程度専門的な調査を行ったうえで「把握しており」と言っているのか。もしくは把握しているから未指定文化財なのか。それとも把握していないものも含め、無限にあるものが未指定文化財なのか。

A委員：資料編のp. 78「4. 未指定文化財一覧」で未指定文化財の一覧が掲載されている。すでに知られているものがこの一覧に掲載されており、ここに掲載されていないものはそもそも知られていないという理解で良いか。

事務局：その理解で間違いない。

B委員：資料編の一覧に掲載しているものが未指定文化財になるのか、それとも未指定文化財のうちの一部を資料編に載せているのか。文化財の定義とも関わるため気になる。理想論

を言うと、学術的価値がある・なしに関わらず、地域の人が保存したいと思って、湖南省らしさだと認識したものが、文化財だと定義すれば、未指定文化財を無限に捉えられる可能性があると思う。調査を行い、存在が知られて、学術的価値があるものが未指定文化財で、単に指定されていないだけとすると、今回の地域計画の方向性と整合が取れない気がする。行政用語として、未指定文化財をどのように定義して使用しているのか。

事務局：事務局としては、指定されていない文化財を「未指定文化財」と言っている。

B委員：専門的な調査を行い、価値が高いと知られているが、指定に至っていないものが未指定文化財なのか、それとも無限にあるものが未指定文化財なのか。「未指定文化財」という言葉の定義に調査の有無が関わっているのか気になる。

A委員：調査の有無に関係なく「未指定文化財」という言葉を使用していると思う。

F委員：p. 3の定義については、p.59の方針1-3につながると思う。民俗文化財や美術工芸品、建造物等、指定されていないものを調査することによって、指定を推進していくという認識で良いのか。

事務局：p.59の方針1-3で、民俗文化財や美術工芸品の調査等を挙げているが、これらの調査の中で、指定に値すると判断した文化財について、指定に向けた調査を行っていくことを考えている。

A委員：調査を行っていないため、どのようなものか分からないものが多くある。そのため、未指定文化財の全体母数は現状分からない。

B委員：文化財の定義は変わっていくもので、未指定文化財という言葉自体も最近使用されるようになったと思う。この言葉の持っている意味は、文化財の保存・活用を考えるうえで重要ではないかと思う。学術的価値の有無ではなく、地域の人たちにとって文化財だと思えるものも「未指定文化財」とするのであれば、無限にあるもののうち一部だけが資料編に掲載されているということになる。地域計画の中で、文化財を発見していくとしているため、地域の人たちが発見しているものも文化財であり、それも指定されていない文化財だとすると、計画内で整合が取れると思う。未指定文化財という言葉も、そういう意味で使用した方が良く個人的に思っている。計画内で「未指定文化財」という言葉が多く使用されているが、曖昧に使用している印象があるため、p. 3でもう少し分かりやすく定義づけた方が良く思う。

D委員：文化財に対していかに公共性を担保させるのかということが問題になっていると思った。未指定文化財という、指定されていないものを全て実体化してしまうような言葉を使用していることに違和感を覚えておられるのかと思う。事業番号13の事業概要に「未指定文化財を指定し、」とあるが、言葉の意味が重なっており、そもそも文章に違和感を覚える。内容としては、文化財の指定を促進するということだと思う。公共性の担保は「調査により評価の定まった」に対応するかと思う。例えば、「調査・研究を踏まえて文化財指定を推進し、文化財の適切な保存・活用を地域とともに図ります」という言い方であれば、「未指定文化財」という言葉に付随する違和感がなく記載できると思ったがいかがか。

B委員：事業番号13の事業概要で「未指定文化財」という言葉を使用しているため、混乱を招いていると思う。

一方で、「未指定文化財」という言葉は計画内で多く使用しているため、一度見直しても良いと思う。p. 3に未指定文化財の定義を記載しているため、もう少し内容を検討してはどうかと思った。計画全体に関わるため、文化財の定義を明確にさせれば良い計画になると思う。

滋賀県：『滋賀県文化財保存活用大綱』p. 2に文化財の定義を記載している。1段落目に文化財の6類型について記載し、2段落目に「人々の長い営みの中で生み出され、信仰や生活、風土と共に育まれ、今日まで守り伝えられてきた有形無形の文化的所産（人類が形作ってきた結果として生み出された物や精神）のことも含みます。」と記載し、3段落目に「本県の歴史や文化などの正しい理解のために欠くことができないものであり、将来の文化の向上発展の基礎をなす県民のみならず国民共有の財産です。」と記載している。また、「未指定文化財」という言葉は3か所で使用しており、何ら行政による保護措置が図られていないものや価値付けが明確でないものを未指定文化財としている。

B委員：そのような2つの意味を未指定文化財に持たせても良いと思う。その意味をもう少し今回の地域計画で明確に記載すれば良いのではないか。

A委員：事業番号13の事業概要はD委員のご提案をもとに事務局で検討いただきたい。未指定文化財の件については、副会長から提案いただいた考え方を踏まえて、p. 3の内容を事務局で検討いただき、もう一度各委員からご意見を伺うことにしたい。その他、気になる点があれば事務局にご連絡いただきたく思う。

第8章についてご意見等いかがか。前回の協議会でお聞きした教育委員会に戻る話に進展はあったか。

事務局：どのような組織になるかはまだ分からない。人事異動の時に分かると思う。

A委員：教育委員会から首長部局に移った理由は、文化財の活用が観光部局やその他の様々な部局に密接に関わり、所管が異なるものを個別に議論しても仕方がないため、一体的に議論できるようにということだと思う。教育委員会に戻ることによって連携が取りにくくなる問題があると思う。庁内での連携が円滑に進むような体制を検討いただきたく思う。私が懸念している庁内関係部局との連携は、p. 66の図17にある矢印の中で説明されていると受け止めさせていただく。

D委員：p. 67「2. 防災・防犯の体制」の冒頭には平時からの情報共有の重要性が記載されている。図18にある所有者と市の関係は、基本的に被害が起きた後のことだと思うが、平常時に何かあったときの動きについても情報共有をしていくことを図に書き込んだ方が良いと思った。

A委員：危機管理には平常時のマネジメントが重要であるため、その概念を図に入れていただきたく思う。

まちづくり協議会はp. 65の「地域住民」に含まれるのか。

事務局：そのとおりである。

滋賀県：p. 65にある関係機関（国・県・関係市町）について、なぜ6市町だけ記載しているのか。事務局に確認したら東海道に關係する市町であるということだが、竜王町は隣接市町だからか。また、各市町の課名の前に教育委員会が抜けていると思う。

事務局：近隣市町ということで基本的に掲載している。

滋賀県：かつては東海道に関する協議会で4市町をあげ、近隣で2市町をあげることがあった。説明をしなくても分かるように記載されていれば良いと思う。

事務局：野洲市・湖南市・竜王町で広域協議会を設立しており、様々な課題を共有している。特に野洲市と竜王町は希望が丘文化公園でもつながっており、そのようなこともあって掲載している。栗東市とは個別に情報を共有している。行政としてつながりがある自治体を掲載していきたいと考えている。

滋賀県：そうであれば、野洲市と竜王町は「広域協議会（野洲市・竜王町）」と記載した方が良い。東海道に関する協議会もそのように記載して、括弧で大津市等と記載すれ、説明せずとも分かるのではないかな。

A委員：事務局でまた検討いただきたい。

資料編に文化財の一覧が掲載されているが、委員の皆様の方がよくご存じだと思うため、漏れているもの等あれば事務局にご連絡いただきたく思う。資料編全体でご意見等いかがか。

E委員：資料編p. 76に地区欄が抜けている。また、p. 26の15～16行目について、図15から善水寺や常楽寺、長壽寺のいわゆる湖南三山に文化財が集中していることは分かるが、東海道などの街道が所在する地域に指定等文化財が多く所在していることは分からない。さらに、図15の岩根地域に33～35があるが、35は石部南地域の錫杖である。これは石部南地域にあったものが岩根地域に移動したということか。そのような文化財が他にもある。図15の番号と資料編p. 75・76にある一覧の番号の整合が取れていないのであれば、表として成り立っていないのではないかな。追加で、図15の凡例に「国認定文化財」があるが、どの文化財も全て認定文化財になるのではないかな。「国認定文化財」と「国指定文化財」の色の区別もつかない。図15や資料編p. 75・76にある一覧は上手く使えば良い資料だと思うため、再度確認いただきたい。特に図15は湖南市民にとって大切な図面だと思う。

事務局：資料編p. 75・76にある指定等文化財一覧の番号と図15にある番号との整合が取れていないため修正する。

A委員：地域計画の信用性に関わってくるため、くれぐれも修正いただきたい。また、読み手に分かりやすいような図にしていきたい。

D委員：資料編p. 90に「(10) 所在を特定できない文化財」がある。美術工芸品等の動産の文化財の所在が分からないことは往々にしてあるため理解できるが、遺跡の所在が分からないというのはどのような状況か。

事務局：資料編「4. 未指定文化財一覧」にある未指定文化財は、既往の文献や資料から抽出したものである。例えば石部遺跡を調べたが、詳細が不明であったため、「所在を特定できない文化財」に入れている。

A委員：周知の埋蔵文化財包蔵地として把握されているものではないかな。周知の埋蔵文化財包蔵地の名称と古い資料等にある遺跡の名称が合わない事例は多くあるため、無理矢理一覧に掲載しなくても良いのではないかな。他にもこのような文化財がある可能性が高いため、委員の皆様を確認いただきたい。いつまでに確認が必要か。

事務局：2月中にご意見いただければありがたい。未指定文化財一覧は8月に一度文化庁に提出

するが、今後も随時追加・修正を行うため、今回の策定までに完成しなければならないわけではない。

A委員：それでは、委員の皆様には2月中にお気づきの点を事務局にご連絡いただきたく思う。

## ◆2 今後のスケジュールについて

D委員：資料編にある文化財の一覧について、指定等文化財一覧は既に市のホームページ等で公開されているため問題ないと思うが、未指定文化財一覧をパブリックコメントの際にどのように扱うのか方針は決まっているのか。

事務局：地域計画自体は最終的に市のホームページで公開するため、個人が特定できるような情報は一覧から削除する予定である。

A委員：パブリックコメントで意見をいただくことになるため、公開した方が良いとは思いますが、D委員としてはどのような形の方が良いと考えているか。

D委員：防犯の観点から、動産の文化財が意図せずに動かされるきっかけにならないか危惧している。滋賀県内の他の市町でどのようにパブリックコメントを行ったのか、事例を教えてください。

事務局：パブリックコメント自体はほとんどの自治体で行っている。パブリックコメント時にどのように対応したかは分からないが、日野町では、公開している地域計画に「日野の宝」と名付けた未指定文化財の一部を掲載している。

A委員：積極的に未指定文化財の一覧を公開している自治体もあるため、パブリックコメント時に公開しても良いのではないか。

一方、D委員のご意見のとおり、一覧を公開すると文化財の所在が分かり盗難に遭うのではないかという懸念は、常に地域計画につきまとうものだと思う。しかし、資料編にある未指定文化財の一覧は、地区名までしか掲載されておらず、細かい所在までは分からないと思う。また、この一覧を見て新たな文化財に関する意見をもらえる方がメリットは大きいと感じる。

D委員：確かに、地区名だけ一覧に掲載されていることを見落とししていた。少し気にし過ぎたかもしれない。

A委員：隠して盗られるより、見せてみんなで見守る形の方が理想だと思う。石造物は盗まれることがよくあるが、地域の人がそこに地蔵があると気にしていれば、怪しい人が来てもすぐに分かる。そのような考えがあるため、パブリックコメントで未指定文化財の一覧も公開する方向にしたいがいかがか。事務局の考えはいかがか。

事務局：協議会資料には未指定文化財の全ての情報を掲載しているが、パブリックコメントは多くの方が見るため、防犯に関することと、収集がつかなくなることは懸念として持っている。しかし、一覧に載っていない文化財があるという意見があるかもしれないため、パブリックコメントで公開することは前提に考えつつ、ひとまず他の市町の対応も確認したいと思う。例えば、パブリックコメントで未指定文化財の一覧を公開したことで、計画本文に大きな影響が及ぶような意見があったという事例があれば、パブリックコメントでは公開せず、認定いただいた後に、資料編として公開することを考えたい。未指定文化財の一覧も含めて、パブリックコメント等で民意を問う必要があるのか、県や国

に確認させていただきたい。

A委員：協議会の意見としては、公開できるのであれば公開した方が良い。公開することが適切かどうかの最終判断は、事務局にさせていただきたいと思う。

事務局には、今回の協議会でいただいたご意見等を反映した計画素案を各委員にメール等で送っていただき、このメール等のやり取りで書面での審議の形としたい。

事務局：文化財保護審議会や議会の説明用資料として文化財保存活用地域計画の概要版を仮で作ったため、本日の協議会の追加資料として配布させてもらった。今後内容はブラッシュアップしていく予定である。